



つくばみらい市告示第 27 号

つくばみらい市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 5 日

つくばみらい市長 小 田 川 浩



つくばみらい市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱（令和 3 年つくばみらい市告示第 1 6 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「児童扶養手当受給者」を「ひとり親家庭」に改める。

第 3 条を次のように改める。

（対象者）

第 3 条 母子・父子自立支援プログラム策定事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「ひとり親家庭等の親」という。）とする。

（1） 原則として本市に住所を有するひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子又は同条第 2 項に規定する配偶者のない男子であって、現に 2 0 歳未満の児童を扶養している者をいう。以下同じ。）

（2） 配偶者の暴力により子とともに避難をしている親その他の婚姻の実態は失われているが、やむを得ない事情により離婚の届出を行っていない者

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の規定により保護を受けている者は、事業を利用することができない。

第 5 条中「児童扶養手当受給者」を「ひとり親家庭等の親」に、「うえ」を「上」に、「組合」を「組み合わせ」に改め、同条第 2 号中「策定及び整備」を「整備及び策定」に改め、同条第 5 号中「連絡調整」の次に「及び連携」を加え、同条第 6 号中「管理」の次に「・秘密の保持」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

